

遺伝資源の「国内取得書」について

日本由来の微生物などの遺伝資源を 海外で使われる方へのコンプライアンス対応として

NITEは、ABS指針第5章に基づく「遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類」（国内取得書）の発給を行っています。

日本の事業者が遺伝資源を他国に輸出し利用する際、他国から遺伝資源が日本で取得されたことを示す書類の提示を求められる可能性があります。2017年8月20日から施行された国内措置であるABS指針に、「遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類」（国内取得書）を発給できることが規定されました。国内取得書は、日本由来の遺伝資源を他国で利用する際に、日本由来であるということを示すことで、海外での利用を円滑に進めるために発給されるものです。



◆お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)

バイオテクノロジーセンター (NBRC) 生物多様性支援課

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 TEL 03-3481-1963

✉ abs-chap.5@nite.go.jp

NBRCホームページを



対象となる遺伝資源とその利用目的は？

- ① 原産国が我が国であるもの。
- ② 提供国が我が国であるもの。
- ③ 経済産業大臣が所管する事業での利用であること。
- ④ A B S 指針第 1 章第 3 の 2 で適用外とされた 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用でないこと。
- ⑤ A B S 指針第 1 章第 3 の 2 で適用外とされた パンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく利用でないこと。

東京都渋谷区の土から分離した微生物を用いて医薬品中間体を海外でつくりたい



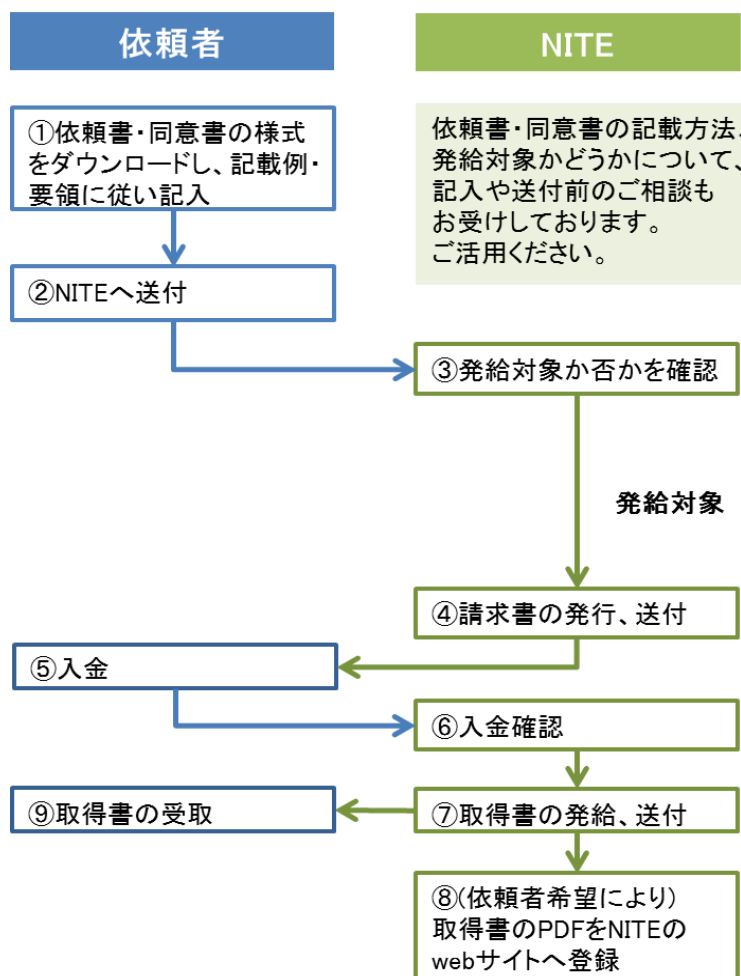
千葉県木更津市で栽培している蘭をつかって、海外の会社と共同で化粧品香料を開発したい



*食品・農薬・飼料原料関係企業さまからもご依頼いただいております！

*海外からのご依頼にも対応しております！

取得書入手までの流れ



取得書のイメージ

様式第1

NOTIFICATION OF ACQUISITION OF THE GENETIC RESOURCE IN JAPAN
遺伝資源国内取得書

Based on the information provided by the applicant on the genetic resource, the National Institute of Technology and Evaluation (NITE) hereby issues a notification that shows the said genetic resource has been acquired in Japan as provided for in Chapter 5 of "The Guidelines on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from Their Utilization".

依頼者の申告に基づき、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」第5章に定める遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類として、下記のとおり本書を発給します。

記

Applicant (本書の依頼者)	
Reference number of the notification (本書の番号)	
Date of issuance of the notification (本書の発給日)	
Name of the genetic resource (遺伝資源名)	
Location where the genetic resource was collected (遺伝資源を採取した場所)	
Additional information (その他)	

*This notification shall not be deemed as being a part of or relating to the prior informed consent as provided for in Article 6 of the Nagoya Protocol. Validity of the notification can be confirmed on NITE's web site (<http://www.nite.go.jp>).

本書は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」第6条に規定する。事前の情報に基づく同意を示したものではありません。また、本書の有効性は、弊機構 web サイト (<http://www.nite.go.jp>)にて確認してください。

National Institute of Technology and Evaluation
President, XX XXXX
独立行政法人 科学技術振興機構
理事長 名 印

手数料 (税込)

新規申し込み：22,770円
再発給：6,600円

様式等はこちら

<https://www.nite.go.jp/nbrc/global/abs-chap5/index.html>

*NITE側の標準的な事務処理期間です。ただし、依頼者が依頼書等の不備を修正する期間、追加的な情報・書類を依頼者が提出するまでの期間は、この中に含まれません。